

65歳以上の方の保険料に関する説明

※納入通知書が届いてから1週間程度は、窓口が大変混み合うことが予想されます。

■ 保険料の決まり方

65歳以上の方(第1号被保険者)の令和4年度保険料は、令和3年(2021年)中の本人や家族の所得などに応じて、下表のいずれかの段階に決まります。家族(住民票上の世帯)は、毎年度4月1日(年度中に被保険者の資格を取得した方は資格取得日)時点の状況で判断します。

◆ 保険料段階表(令和3年度～令和5年度)

保険料段階	対 象 者		保険料率	1人あたりの 年間保険料
第 1 段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者(世帯全員が市民税非課税)		基準額 × 0.25	19,200円
第 2 段階	本人が市民税非課税	本人の公的年金等の収入金額※1と、合計所得金額※2の合計が80万円以下		
第 3 段階		本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	基準額 × 0.45	34,560円
第 4 段階		本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が120万円超	基準額 × 0.7	53,760円
第 5 段階		本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 × 0.9	69,120円
第 6 段階		本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円超	基準 額	76,800円
第 7 段階	本人が市民税課税	合計所得金額が120万円未満	基準額 × 1.1	84,480円
第 8 段階		合計所得金額が120万円以上190万円未満	基準額 × 1.15	88,320円
第 9 段階		合計所得金額が190万円以上290万円未満	基準額 × 1.45	111,360円
第10段階		合計所得金額が290万円以上400万円未満	基準額 × 1.65	126,720円
第11段階		合計所得金額が400万円以上500万円未満	基準額 × 1.7	130,560円
第12段階		合計所得金額が500万円以上600万円未満	基準額 × 1.75	134,400円
第13段階		合計所得金額が600万円以上700万円未満	基準額 × 2	153,600円
第14段階		合計所得金額が700万円以上800万円未満	基準額 × 2.1	161,280円
第15段階		合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	基準額 × 2.3	176,640円
第16段階		合計所得金額が1,000万円以上	基準額 × 2.5	192,000円

年度途中で市外から引っ越して来たときや市外に引っ越したとき、65歳になったときなどは、神戸市で資格のある期間に応じて月割り計算します。10円未満の端数は切り捨てます。

※確定申告等の提出が遅れた方は、翌月以降に保険料額が変更になる場合があります。

※1 公的年金等の収入金額とは、老齢年金などの課税対象となる年金収入をいい、障害・遺族年金などの非課税となる年金収入は含まれません。

※2 合計所得金額とは、収入金額から必要経費を控除した所得金額の合計額で、「基礎控除」「配偶者控除」「社会保険料控除」「医療費控除」などの所得控除前の金額です。株式譲渡所得など申告分離課税の所得金額を含み、雑損失、繰越損失は含みません。なお、介護保険では、給与所得及び公的年金等に係る雑所得金額の合計から10万円控除(ただし、控除後、合計額が0円を下回る場合は0円とする)した額で合計所得金額を算定し直し、土地建物等の譲渡所得に係る特別控除がある場合は、さらに特別控除額を差し引いて算定します。

※注 第1～第5段階については、※2に租税特別措置法第四十一条の三の三第二項に定める所得金額調整控除を加え、そこから公的年金等に係る雑所得金額を差し引いて算定します。

[納入通知書は再発行できません]大切に保管してください。(保険料が第1～3段階の方)

保険料が第1～3段階の方は、インフルエンザや肺炎球菌の予防接種を受ける際に納入通知書を無料対象者の証明書類としてお使いいただけます。※紛失した場合は、事前に無料対象確認証の発行手続き等が必要になります。

(問い合わせ先 神戸市総合コールセンター 0570-083330 または 078-333-3330)